

## 令和元年度

### 第1回総合教育会議 会議要点録

日 時	令和元年9月10日(火)15時30分から17時00分
場 所	大府市役所5階 委員会室1
出 席 者	市長、教育長、竹中教育委員、富田教育委員、西村教育委員、浅井教育委員、永田教育委員
企画政策部	企画政策部長、企画政策課長、企画係長
教育委員会	教育部長、指導主事(2)、学校教育課長、学校教育係長、学校施設係長
オブザーバー	副市長
公開の可否	公開
傍聴者数	0人
議 題	(1)いじめ・不登校への対応について (2)特別支援学級について (3)通級指導教室について

#### 開会

教育長 開会宣言及び議長は教育長が務める旨を述べる。

#### 1 あいさつ

市長

- ・1年前、豊田市の学校で熱中症による悲しい事故が起こり、全国的に学校への空調設備の設置が進んだ。本市においても、急遽、前倒しをして普通教室、特別支援教室について、議会の議決を経て設置をさせていただいた。今年は2学期に入ってもしばらく空調が必要かと思うので、早期に設置をさせていただいてよかったと考えている。
- ・空調については、今後、小中学校の体育館にも設置したいと思っている。体育館の構造上、すぐの設置が難しいところもあると聞いているが、まずは中学校から進めたいと思っている。これは災害対応ということで、いざというときに電気、都市ガスがストップしても供給できるLPガスについて電源を確保しつつ設置したいと考えている。これはなんとか国の補助金を確保しながら実施できればと思う。
- ・併せて、理科室や家庭科室などの特別教室の空調設置についても、今は補助金が付きにくい状況ではあるが、確保しながら実施したい。
- ・学校の遊具について、危険な状態のものは既に更新に取り掛かっているが、早期に実施していきたい。
- ・学校教育の中身は教育委員会に任せているので、引き続き、ICTや英語、道徳など新しい課題もあるがよろしく願いたい。市費の臨時職員等につい

ては教育委員会と相談して対応したい。

教育長

・今日は学校訪問があり、大府南中へ行ったが教室の空調があつて良かったと身をもって感じた。効果は給食にも表れており、暑さで食欲を落とす生徒が少ないとの報告もあった。

・学校の物的環境については、市長部局に多大な配慮をいただいております、空調だけでなく、遊具の更新やトイレの洋式化、施設の老朽化対策など、かつてないほどに環境整備が行われている。教育内容の充実はこれからも続けていく。

・英語検定の市役所会場での実施について、昨年度は受験者28名だったところ、今年度は70人を超える申し込みがあったと聞いている。

・体力づくりについては、現在、保育園等で取り組んでいる体力向上プロジェクトを今後、小学校1年生にも拡大していきたいと考えている。

・心の育成については、いじめ対策、不登校対策についても努力して進めていきたいと考えている。

・全ては子どもと向き合う教師がどうあるかというところにかかるところ大きい。働き方改革も含めて、大府の教師たちがやりがいを持って子どもたちと向き合える、そういう環境の充実に引き続き努めていきたい。

## 2 協議・調整事項

### (1) いじめ・不登校への対応について

《事務局から内容について説明》

学校教育  
係長

・今回はいじめ、不登校の状況、現状の体制などを報告し、これからの課題について共有し、意見をいただきたい。

・いじめについては、児童生徒が精神的、身体的に苦痛を感じれば、いじめとされており、学校が認知したものを件数として計上している。件数は、平成30年度の小学校で142件と大きく伸びているが、その原因の一つとして、障がい傾向のある児童が、多くの児童を叩くなどした件を一つ一ついじめの認知としたということがある。

・平成31年3月31日現在の取り組み中の案件は小学校では14件、中学校で1件だった。これは、行為の止んでいる状態が少なくとも3か月継続しているものを行為の解消とするために、平成31年1月以降の発生分については、統計上取り組み中となる。

・この取組中の案件について、在校生については現在では全て解消しており、卒業生も問題があるという報告はない。

・不登校については、病気や経済的理由除いて年間30日以上欠席したものを指す。

・不登校の出現率については、小学校は、愛知県平均と同水準、全国平均より

はやや高い傾向。中学校は愛知県平均、全国平均よりも、やや高め、ここ数年はこのような傾向である。

- ・いじめ、不登校に関する体制等について、大府市いじめの防止等に関する条例、大府市いじめ防止基本方針については、平成29年度中にこの総合教育会議の場でも御意見をいただき、平成30年4月に施行した。基本方針では、重大事態への対処の流れを定めており、児童生徒の生命、身体に重大な被害が生じるなどの事態が生じた場合の対応をまとめている。

- ・学校いじめ基本方針は市内全13小、中学校で作成している。これらは、市のいじめ防止基本方針を参酌し、学校における基本的な方針を定めるものと位置づけている。これに基づき各学校は、より具体的な取り組み、フローを定めている。なお、学校の方針については、毎年各学校で共通理解を図る研修を行っている。

- ・いじめ問題連絡協議会は、昨年度の開催回数は1回、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るために設置した。メンバーは社会福祉協議会、法務局、警察、PTA、自治区等の団体から選定している。

- ・いじめ問題対策委員会は、昨年度2回開催し、いじめ防止等の対策を実効的に行うようにするための機関ということで設置した。メンバーは大学教授、児童相談所、社会福祉協議会等で構成している。重大事態が生じた場合には、専門知識及び経験を有する臨時委員を置くことができ、事実を明確にするための調査を実施することとなっている。

- ・いじめ問題再調査委員会は対策委員会での重大事態の調査について、市長が必要と認める場合に再調査をするもの。昨年度から重大事態については生じておらず、開催実績はない。

- ・いじめ・不登校・虐待対策委員会は、市内の全13小中学校に設置され、月1回から学期に1回程度開催している。この会議は、教職員のほか、必要に応じて市のスクールカウンセラー等、外部の専門家も参加できるようにしている。会議では具体のケースについて情報共有、対応を検討しており、学校によっては、緊急の場合に、臨時ケース会議行い、解消に困難を伴うようなケースではプロジェクトチームを組むなどしている。個別の案件により素早く、より丁寧に対応する仕組みを整えている。

- ・適応指導推進会議は不登校問題を検討し、その防止や指導に努めるため年2回開催している。メンバーは専門の医師や臨床心理士、児童相談所などの専門家と学校の教職員で構成している。特に個別ケースの概要、課題等を共有、意見交換し、専門的見地からのアドバイスを得て対処するというところでは、教職員の対応力向上につながっている。

- ・不登校事例検討会は、年6回ほど開催しており、個別事例について、適応指導推進会議よりもさらに集中的、徹底的に検証するために実施をしている。このメンバーにも教員のほか、専門医、臨床心理士に参加いただく。

・常設機関として適応指導教室レインボーハウスや、中学校内の校内適応指導教室を開設している。いじめや不登校の児童生徒の様態に応じ、適切な相談支援、学習援助等を行っている。

・いじめ、不登校への対応として重要な役割を担う養護教諭の配置基準は小学校で児童 851 人以上、中学校で生徒 801 人以上の学校に 2 名となっている。それ以外の学校は 1 名配置であり、1 名配置の学校の一部に本市独自で有資格者の養護教諭補助員を配置している。平成 30 年度に補助員を 1 名増員し、現在 4 名の補助員を配置している。

・各中学校には本市独自で校内適応指導教室を設置しており、指導にあたる「心の教室相談員」を市独自で各校に配置している。

・スクールカウンセラーは県が一定の基準で各市町村に派遣している。本市では相談体制の充実を図るため、市独自のスクールカウンセラーを確保し、その人数も段階的に増員を図り、現在は平日の毎日、市カウンセラーの相談を受けられる体制をとっている。

・児童生徒へのいじめに関するアンケートの実施や、小 4、中 1 を対象としたセルフディフェンス講座の実施、児童会、生徒会による啓発など、いじめ防止等に関して様々な取り組みが行われている。

・ここまで説明した相談支援体制等について、本市独自の取り組みも多く、年々、充実を図ってきている。その上で今後の課題として、「家庭に対する能動的なサポート」がいじめや不登校の問題の深刻化を防いだり、発生を未然に防ぐために重要であると認識しているが、現状は主に担任教諭等が多忙な勤務の合間に行っているのが実態であり、この部分での体制の充実が必要となる。

・これら対応には教育委員会、学校だけでは不十分であることも想定され、福祉部局等の関係機関とのより一層の連携も必要となる。

教育長                   ・市の実情の説明があった。忌憚のない御意見、御質問、感想などお聞かせ願いたい。

永田委員               ・不登校が中学校で 5 % は多いと感じた。その理由の内訳が分かれば教えてほしい。

指導主事               ・一番多いのは、いじめには該当しない対人関係の悩みである。あとは学力の悩みも多い。

永田委員               ・対人関係で言えば、いじめを受けたと感じればいじめに該当するから、そのあたりを注意深く見て欲しい。

富田委員               ・いじめの認知件数が平成 30 年度に 4 倍に増えていることに驚いた。不登校は

基準がはっきりしているが、いじめは件数の数え方が難しいように思う。

指導主事 ・いじめの件数は、教員、保護者が認知したものを計数し、それ以外にも、児童生徒へのアンケートで認知している。された側がいじめと感じればいじめとなる。アンケートでいじめらしき事案があれば聞き取りも行う。判定は難しい。

浅井委員 ・いじめに関するアンケートについて、家族が記入していたが、意味があるのか懐疑的だとの感想が聞かれた。アンケートに答えて、学校に対応してもらえるのだろうか。いじめではなくても対人関係に悩んでいる子どもへの対応として、どのようなことが行われたか、親にも電話一本でも報告があると、学校への信頼度が増すのではないか。

指導主事 ・児童生徒へのアンケートは行っており、保護者向けであれば、学校評価のアンケートの可能性もある。保護者の信頼がないと学校は成り立たないので十分、参考にさせていただく。

教育長 ・一般的な話として、時に担任が子どもの書いたメッセージを大事なことと受け止めなかったということもある。担任の思い過ごしとなっても良いから、子どもの書いたメッセージにしっかり向き合いたい。アンケートについて校長会でもしっかりとした対応を指示したい。

竹中委員 ・教育委員の立場としては、いじめの現場、実態を目にすることは無い。もっと知りたいとも思うが、個人情報のこともあるので、難しいこともあるだろう。委員としては、養護教諭補助員やスクールカウンセラー、心の教室相談員などの充実をお願いする声を出すのは可能だが、現場での初動対応が重要となることは想像できるから、その対応がうまくできる体制であってほしいと思う。

指導主事 ・いじめでも、不登校でも重要なのは初動であるのはそのとおり。それができる組織が必要で、それには色々な方の目で見ることが大切だと思っている。

西村委員 ・市独自の相談支援体制が充実していると感じた。一方で、課題にあるとおり、担任教諭等による家庭へのサポートなどでは中々、細かい対応がやり切れない実態もあるのだろうと感じた。私が別の機会で見えた資料には、これまで教師が担ってきた業務について他の専門家の力を借りることが書かれていた。スクールソーシャルワーカーなどの専門的相談スタッフが増えれば良いと感じた。

教育長 ・本市でもスクールソーシャルワーカーについて検討する必要があると考えている。

富田委員 ・初動の大切さについては同感である。それには、まず、学校、担任教諭が重要で、他の専門家の力も借りる体制が必要と考える。

市長 ・不登校について、本市の率が上がってきていることを心配している。中学校卒業後も心配である。中学校別の原因なども分析して教育委員会に対応願いたい。

・市内の精神科医からは、市の中学校は不登校等の児童生徒にしっかり対応しているとの話をいただいた。問題は中学校卒業後にあると認識している。それは（義務教育を担当する）教育委員会ではなく、市の福祉部門の課題にはなるが、市として横断的にやっていきたい。

・サポート体制については、アウトリーチ、能動的なサポートについて教育委員会と市長部局が一緒に取り組んでいきたい。

## （２）特別支援学級について

### 《事務局から内容について説明》

指導主事 ・愛知県教員研修の手引きによれば、これから県として特別支援教育を充実していくことが示されている。この中で、本市が先進的に進めていることもある。

・個別の教育支援計画「すくすく」については知多管内５市５町でいち早く取り組み始めた。その後、法令が改正され、特別支援学級の在籍者については作成が義務化された。

・視覚障がい児の児童生徒に関するモデル事業を名古屋盲学校と進めている。

・求められる合理的配慮として「バリアフリー・ユニバーサルデザインに対応した施設整備」、「日常生活、学習を支援する人材の配置」、「コミュニケーション手段の確保」、「一人ひとりの状態に応じた教材等の確保」などに取り組んでいる。

・次に、新就学児童が、（県立の）特別支援学校、小学校の特別支援学級、通常学級などの進路を決めていく流れを示す。

・５月の特別支援学級、通常学級の見学会から始まり、６月の特別支援学校相談会、夏の早期教育相談で全保育園、幼稚園を指導主事が訪問し、秋の新就学児教育相談、教育支援委員会での審議等を経て、保護者が児童に適した進学先を選択していくことになる。

・現在は障がい種１人で１学級をつくることが認められている。

・小学校ではここ５年で特別支援学級の在籍児童が大幅に増加し、中学校でも増加が見られる。来年度はさらに増加が見込まれる。

・特別支援教育として大府市独自のイベントも多く行い、近隣自治体に比べても充実した対応をしている。

・重度の障がいのある児童のうち、(県立の)特別支援学校相当の判定がされても、小学校への入学を希望する家庭があり、その場合は市で入学を受け入れることになる。最近はこのようなケースが増加しており、今後、ますます対応に注力していく必要がある。

教育長 ・御意見御質問をお聞かせいただきたい。

浅井委員 ・大府南中の3階トイレはバリアフリーとのことだが、エレベーターはない。設置予定はあるか。  
・30年位前にアメリカで勤務していた時に、街中に車いすの方がいる光景を良く見た。誰も注目していなかったが、その光景はよくあるものであったからだと思う。当時の日本では、車いすの方は街中で注目されることが多かったと思うが、あまり一般的ではなかったからではないか。道徳教育のためにも、共に生活するという事は良いと思う。

指導主事 ・南中のトイレの件は肢体不自由の生徒を前提に作ったものではなかったと思う。  
・車いすの方の件について、実際のクラス編成においては、車いすの生徒を通常学級に配置するには課題もあるが、理念としては正にそのとおりだと思う。

富田委員 ・学校の考える合理的配慮とともに、親の希望をどのように叶えるかということがある。以前は小中学校に通う児童生徒に、今ほど障がいの種類は多くなく、重度でない子がメインであった。今の親の要望はどのようなか。  
・特別支援学級の子が通常学級に入って勉強する場合など、支援員が重要になってくるが、今はどのような状況か。

指導主事 ・特別学級支援員は全校で20人の配置となっている。

指導主事 ・最近の状況として、来年度、障がいの程度が重度の児童が入学する予定がある。障がい種別は肢体不自由、ダウン症等。バリアフリーは概ね対応できているが、若干の要望はあり対応を要する部分がある。ダウン症の児童は身辺自立していないのでトイレの課題がある。保護者の要望の全てを叶えるのは難しい面があるが、話し合いながらやっていきたい。

教育長 ・11月の教育支援委員会では、対象者の適した進学先として特別支援学校とするか、小中学校の特別支援学級とするかの判定をするが、最終的な進学先を決めるのは保護者なので、保護者の希望に沿って小中学校はできる対応をしていく。

・エレベーターが必要な児童生徒には、市内に設備の整った小中学校があり、そちらを案内するなどしている。

市長

- ・特別支援学校と判定されても親の希望が優先されることが合理的配慮とされている。
- ・市としては、(県立の)特別支援学校が大夫に多く立地されると良いと考えており、病弱、知的障がいに対応する特別支援学校は既に市内にある。肢体不自由の児童生徒についても受け入れ体制が整うと良いと思っている。

### (3) 通級指導教室について

《事務局から内容について説明》

指導主事

- ・対象は通常学級に在籍している発達障がい等がある児童生徒で、障がい等に応じた指導を行う。
- ・通級指導教室には自校通級、他校通級、巡回指導による方式がある。
- ・市内では4小学校、1中学校に自校通級が設置されている。
- ・潜在的に希望者が多い学校で設置できていない学校がある。

浅井委員

- ・いわゆる待機児童のような子はどのくらいいるか

指導主事

- ・今現在入りたいが入れない子は10名超。4月になれば1年生分も加わるので増加する。

教育長

- ・他校通級には通わせることができない家庭についても、自校に通級指導教室が設置されれば、通わせたいと思っている保護者は多い。通級指導教室は県が設置することになるので、毎年、県には要望を出している。どこの市町も望んでいるので難しい面もあるが引き続き要望していきたい。

市長

- ・他校通級を利用できている人数は少ない状況なので、潜在的な利用希望の人数が分かると、要望する際に説得力が増すと思う。
- ・以前、本市で通級指導教室が設置された学校については、県知事との懇談会で要望した経緯がある。今回、設置を希望する学校についても、県知事との懇談会の場で要望したいと考えている。

3 その他  
特になし